

返済不要です。

令和元年度（2019年度）

熊本県奨学のための給付金の申請について

熊本県では、進学のある意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費（教材費、学用品費等）を支援するため、熊本県奨学のための給付金（以下「給付金」といいます。）を設けています。

1 給付金を受け取ることができる方

給付金を受け取ることができるのは、令和元年（2019年）7月1日に在学している高校生等の保護者のうち、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する方です。

- （1）高校生等の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- （2）高校生等の保護者等全員に令和元年度（2019年度）の住民税所得割が課税されていないこと又は高校生等の保護者等が7月1日現在で生活保護（生業扶助）を受給していること

高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による見学旅行費又は特別育成費（児童福祉法 第38条による母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合は、給付金を受け取ることはできません。

2 給付金の金額

熊本県奨学のための給付金を受け取ることができるか、給付額はいくらかについては、別紙「熊本県奨学のための給付金 対象確認シート（私立用）」をご確認ください。

3 申請の手続き

給付金を申請する方は、申請の期限までに、次の書類を提出してください。

熊本県奨学のための給付金交付申請書（別記第1号様式）
保護者等の全員分の令和元年度（2019年度）分の課税証明書（写し可）、住民税の特別徴収額の決定・変更通知書の写し、納税通知書の写しのいずれか
（生活保護受給世帯の場合は、福祉事務所長の発行する保護証明書^{（1）}）
通信制以外の高中生等で非課税世帯の第2子以降として申請する場合（令和元年（2019年）7月1日現在、15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の被扶養の兄弟姉妹がいる場合のみ対象）は、生徒本人及び当該兄弟姉妹の扶養の状況が記載された書類（健康保険証の写し^{（2）}）
在学証明書（7月1日時点で在学していることが分かるもの）

- （1）生活保護（生業扶助）を令和元年（2019年）7月1日時点で受給していることが証明できる書類が必要です。別添様式を持参のうえ、保護証明書の発行窓口でその旨をお伝えください。

- (2) 令和元年(2019年)7月1日時点で扶養されていることを健康保険証で確認します。国民健康保険に加入しているため扶養・被扶養の記載が無い場合は健康保険証の写しに加え、別添「扶養誓約書」の提出が必要となります。

また、兄弟姉妹に通信制の高校生等がいることで非課税世帯の第2子以降として申請する場合は、通信制の高等学校等から兄弟姉妹の在学証明書を入手して提出してください。

4 交付決定の通知

提出された書類を県において審査のうえ、10月末頃に結果をお知らせする予定です。

5 給付金の交付

給付金の交付は、申請時に届け出られた金融機関の口座に振り込みます。交付の時期は10月末～11月中旬頃を予定しています。なお、申請書に虚偽の記載を行うなどで、本来受けることができない給付金の交付を受けた場合は、給付決定を取り消され、その全額を直ちに返還しなければなりません。

6 保護者の住所が熊本県以外の都道府県にある場合

申請は、保護者の住所がある都道府県に対して行ってください。他の都道府県の担当窓口については、添付「各都道府県へのお問合せ先一覧」を御参照ください。

ご不明な点は、在籍する私立高等学校等、又は以下の問い合わせ先をお願いします。

【問い合わせ先】

熊本県 総務部 総務私学局 私学振興課
私学運営支援班

電 話 : 096-333-2064 (直通)

F A X : 096-384-6552

e-Mail : shigakushinkou25@pref.kumamoto.lg.jp